

地方 共済

Winter 2018

294

<http://www.chikyosai.or.jp/>

- 15 知って納得情報掲示板
「図書館」 義の人 西郷隆盛 誠の人 山田方谷
「表紙の写真」 京都府 ちりめん人形
- 16 地方共済クリニック
ヒートショック、寒い冬はご用心
- 18 「旅の宿」 からご案内
ホテル プラザ菜の花（千葉県千葉市）
湖山荘（長野県諏訪市）
ホテル ピアザびわ湖（滋賀県大津市）
瑞宝園（兵庫県神戸市）
- 22 Q&A
「長期在職者の特例について
教えてください。」
「出産したときに支給される
給付金の制度はありますか？」
- 24 ひろば・本部だより・編集後記



2 | 年頭のご挨拶

近く退職を予定されているみなさまへ

4 | 老齢厚生年金等について

6 | 任意継続組合員制度について

7 | 退職後の組合員貸付について

8 | 組合員貸付の利率が下がりました！

地方職員共済組合 債務返済支援保険制度「あんしん」加入者のみなさまへ

9 | 債務返済支援保険制度「あんしん」の 保険料率が変更となります

組合員及び被扶養者のみなさまへ

10 | 医療費のお知らせについて

12 | 健康情報サイトの利用について

14 | 平成28年度の特定健康診査・ 特定保健指導事業の実施状況のお知らせ

15 | 老齢基礎年金の振替加算に関するお知らせ

年頭のご挨拶

地方職員共済組合

理事長 平嶋 彰英



新年あけましておめでとうございます。

平成30年の新春を迎えるに当たり、組合員及び年金受給者並びにそのご家族の皆様のご清福とご繁栄を心からお祈り申し上げます。

当組合は、30万人の組合員とその被扶養者（31万人）の皆様、34万人の年金受給者の皆様の生活の安定と福祉の向上を図るため、医療保険等としての短期給付事業や福利厚生のための福祉事業、年金保険として長期給付事業を実施しております。

組合員等の皆様には日頃より当組合の業務の実施にあたって、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

昨今、我が国では、少子・高齢化の進行に伴う財政負担の増加を踏まえ、医療保険制度、年金制度、マイナンバー制度など各般の制度の見直しが進められております。

当組合におきましては、こうした制度改正への対応に加え、組合員等の皆様の生活の安定と福祉の向上に寄与するという本来の責務を全うしていかなければなりません。

短期給付事業については、平成29年度の短期経理財政について、本年度から3年間の時限措置として財源率の引下げを行っております。昨年11月までの標準報酬の定時決定や短期給付の支給実績を確認したところでは、平成31年度までの間、この措置を見直す必要はないと考えておりますが、今後、安定的な短期経理の財政運営を図る観点から、高齢者医療に対する支援金等の動向について、引き続き注視していくこととしております。

マイナンバー制度については、当組合における情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が、長期給付は地方公共団体等からの情報照会が平成30年3月から、地方公共団体等への情報照会が平成31年1月から、また、短期給付は平成30年7月から順次開始される予定であります。

年金制度については、昨年8月から年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する制度改正が施行されました。また、平成30年度の年金額の改定については、物価の変動率は0.5%の増であったものの、賃金の変動率がマイナスとなったことにより、据え置きとなりました。さらに、組合員の保険料率については、厚生年金保険法に基づきまして、被用者年金一元化前の厚生年金との保険料率の統一に向けた引上げが行われてまいりましたが、これが本年9月で完了することが予定されております。

長期給付事業については、これらを踏まえつつ、今後とも年金受給者等に対する丁寧な説明を心掛けて、適切に対応してまいります。

なお、昨年公表されました日本年金機構が支給する国民年金・老齢基礎年金に加算されるべき振替加算の支給漏れについては、多くの問い合わせをいただいたところであります。当組合としては、振替加算の支給に必要な情報は日本年金機構に提供してきたと認識しており、引き続き、当組合の事務処理について万全を期すとともに、日本年金機構との情報連携について、適切に対応してまいります。

今後とも、こうした諸情勢や動向を踏まえ、適時適切に必要な対応を行うことで組合員等の皆様からの信頼を更に揺るぎないものとするよう一層努力してまいります。

引き続き、役職員一同、ニーズの的確な把握と事務の簡素・効率化を更に進めながら、組合員等の皆様へのサービスの一層の向上を図る所存であります。

本年もよろしくお願い申し上げます。

佐々木 浩

平成30年の年頭に当たり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

地方公務員共済組合制度は、昭和37年の地方公務員等共済組合法の施行以来、本年で56年目を迎えることとなりました。この間、幾多の制度改正を経ながら年金制度である長期給付、医療保険制度である短期給付及び健康診断その他の健康増進事業等の福祉事業を通じて、地方公務員制度を支える重要な役割を担ってきたところであります。

現在、我が国においては、平均寿命の伸長や出生数の減少により少子・高齢化が進行しており、こうした高齢化等が一層進んだ社会においても、社会保障の機能の充実と給付の重点化、制度運営の効率化を同時に行い、社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現することが大きな課題となっております。

被用者年金一元化法及び退職等年金給付の創設に係る地方公務員等共済組合法等の改正法が平成27年10月1日から施行され、2年余りが経ちました。

各組合等の皆様方におかれましては、関係システムの整備や厚生年金のワンストップサービスへの対応、組合員への制度の周知等新制度の運用に係る各種作業に精力的に取り組んでいただいたところであり、この場を借りて御礼申し上げます。引き続き被用者年金一元化後の制度の円滑な運用が図られるよう、ご協力をお願い申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、平成28年1月から順次、マイナンバーの利用が開始されており、医療・年金の分野においても、マイナンバーは、資格の取得・確認や給付を受ける際の手続き等に利用することとされています。

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携は、昨年7月18日からの試行運用期間を経て、同年11月13日か

ら本格運用が開始されました。年金の分野においては、共済組合から地方公共団体に対し、本年3月から情報提供を、平成31年1月から情報照会を行うことが可能となるよう準備を進めており、医療の分野においては、共済組合から地方公共団体に対し、本年7月から情報提供及び情報照会を行うことが可能となるよう準備を進めております。各共済組合におかれましても、マイナンバーを取り扱うに当たっての安全管理措置の実施や各種システム改修等、制度開始にあたり、遺漏のないよう準備を進めていただくようお願いいたします。

平成28年11月には、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が公布され、昨年8月1日から年金受給資格期間が25年から10年に短縮されました。

また、平成28年12月に公布された「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」により、昨年4月から、全ての地方公共団体において短時間労働者への被用者保険の適用拡大が行われました。本年4月からは、マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（未調整分のキャリアオーバー）が導入されることとなります。

このように引き続き公的年金制度の改革に向けた取組が進められる中であって、地方公務員共済組合制度が組合員又はその遺族に対して、組合員の退職又は死亡後における安定した生活の維持を図るため、重要な制度であるということに何ら変わりはありません。

組合員の皆様はじめ関係各位におかれましては、地方公務員共済組合制度につきまして、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝と御発展を心からお祈り申し上げまして、新年の挨拶といたします。

地方職員共済組合運営審議会会長

佐竹 敬久

新年おめでとうございます。

地方職員共済組合の組合員の皆様におかれましては、健やかな新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

本年も新たな気持ちで共済事業の充実に向け取り組んでまいりたいと存じますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

昨年11月には、我が秋田県の共済施設である「ルポールみずほ」を会場に第220回地方職員共済組合運営審議会が開催されました。委員の皆様には遠方からおいでいただきまして誠にありがとうございました。初雪の時期に、秋田の地で審議や意見交換が行われましたことは、委員の皆様地方の状況や風土を肌で感じていただいた有意義な会議であったと考えております。

さて、我が国においては、人口の減少と高齢化が進展する中、社会保障制度等の見直しが進められており、先般、高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止等を推進するため、介護保険法の改正により、介護納付金の算定方法に総報酬割を一部取り入れるとともに、段階的に割合が引き上げられることになりました。

こうした見直しは、社会保障制度等を維持、継続する上で必要なことではありますが、当共済組合の事業運営に深く関わるもの

であり、負担の増大を抑制しつつ制度を維持していく上で大きな課題の一つとなることから、運営審議会として、今後の動きを注視してまいりたいと考えております。

また、我が国の死因の約6割を生活習慣病が占める中、共済組合としても、生活習慣病の発症や重症化を防ぎ、健康寿命が延伸する効果的な保健事業の構築が必要とされております。来年度は、第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画が本格的にスタートいたします。特に、データヘルス計画における取組状況が評価指標に位置づけられることから、組合員及び被扶養者の健康づくりのほか、疾病予防、重症化予防の対策に、より効果的な事業の展開を図ってまいります。

地方職員共済組合の目的である組合員、年金受給者等の生活の安定と福祉の向上に適うよう、組合員の皆様の御意見、御希望を伺いながら、運営審議会の場を通じて共済組合の更なる発展に努めてまいりますので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとりまして、飛躍の年でありますように御祈念申し上げ、新年の挨拶とします。

近く退職を予定されているみなさまへ

老齢厚生年金等について

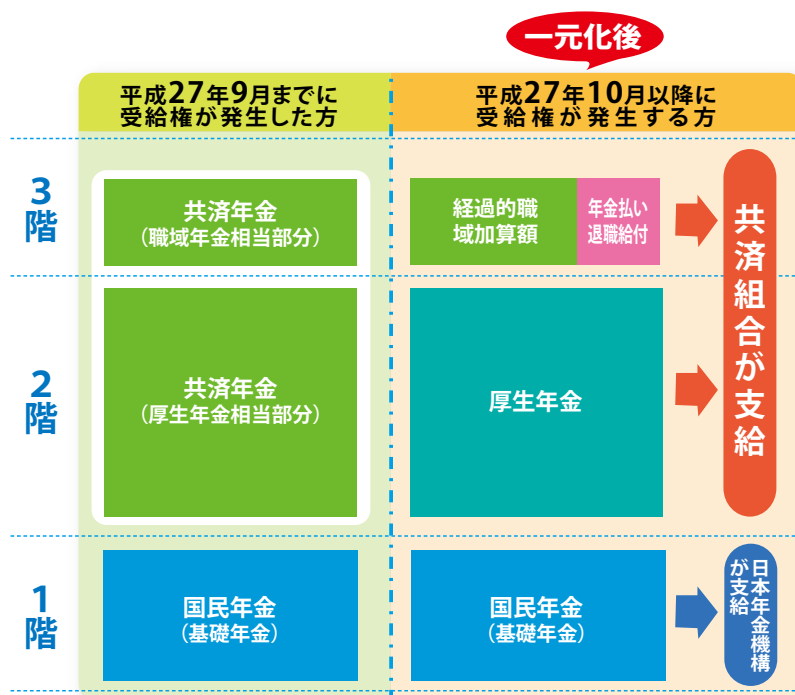
平成 29 年度中に 60 歳になられる方（昭和 32 年 4 月 2 日から昭和 33 年 4 月 1 日までの間に生まれた方）を対象に老齢厚生年金等についてご説明いたします。

1 老齢給付の受給権

老齢給付の受給権は、生年月日に応じて定められた「支給開始年齢」に到達した日に発生し、その支給は受給権が発生した月の翌月分から始まります。

※ 年齢計算ニ関スル法律（明治 35 年法律第 50 号）の規定により、支給開始年齢の到達日は誕生日の前日になります。

2 年金制度の体系



- 公務員は、平成 27 年 10 月からの一元化により厚生年金制度の適用を受けることとなり、左図の 2 階部分の共済年金は厚生年金に統一されました。（被用者年金制度の一元化）
- 一元化後は、平成 27 年 9 月までの共済年金の掛金を納めた期間は厚生年金保険に加入していたとみなされ、厚生年金の加入期間として老齢厚生年金の算定基礎期間となります。（2 階部分）
- 公務員の方々の厚生年金被保険者としての記録管理、保険料の徴収、保険給付の裁定等は、一元化後も、引き続き共済組合が行います。

注：

※ 「年金払い退職給付」

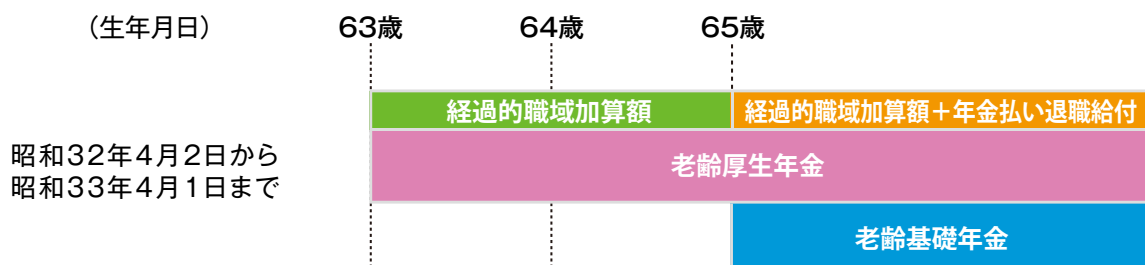
… 平成 27 年 10 月以降の組合員期間に適用。民間の企業年金に相当する年金で、支給は原則 65 歳から

※ 「経過的職域加算額」（共済年金）

… 平成 27 年 9 月までの組合員期間分の職域年金相当部分に相当する年金で、支給開始年齢は下記 3 のとおり

3 昭和 32 年 4 月 2 日から昭和 33 年 4 月 1 日までに生まれた方の場合

昭和 32 年 4 月 2 日から昭和 33 年 4 月 1 日までに生まれた方は、支給開始年齢である 63 歳から老齢厚生年金・経過的職域加算額が支給されます。また、65 歳からはこれらに加え老齢基礎年金と年金払い退職給付が支給されます。



4 年金の請求、裁定及び支給

●請求書の事前送付

63 歳になられるおおむね 3 か月前に、最終加入の実施機関（当共済組合支部又は日本年金機構等）から老齢厚生年金の請求書が送付されますので、必要事項をご記入の上、誕生日以降、速やかに実施機関（当共済組合支部又は日本年金機構等）にご提出ください。誕生日前は受け付けられません。（請求書は、経過的職域加算額の請求書を兼ねています。）

●年金請求書事前送付前の住所変更について

退職後、63 歳になられる前に住所を変更される場合は、必ず当共済組合の支部にご連絡ください。

●裁定後の「年金証書」等の送付

老齢厚生年金及び経過的職域加算額の裁定後、「年金決定通知書」及び「年金証書」を送付しますので、大切に保管してください。

●支給日等

年金の支給日は、2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の各 15 日（15 日が土、日又は祝日の場合は、その直前の金融機関の営業日）で、支給月の前月までの 2 か月分の年金を振り込みます。

5 退職一時金等の返還

●一時金の返還が必要となる場合があります

過去に公務員を退職した際に、退職一時金等を受給され、過去の期間の年金の掛金を精算された方は、最終加入の共済組合に、退職一時金等を返還することにより、当該退職一時金等の計算の基礎となった組合員期間を老齢厚生年金等の算定の基礎期間に含めることができます。

●返還額の計算方法

返還額は、受給した退職一時金等の額に、その受給した日の翌月から老齢厚生年金等を受給する権利が生じた月までの期間について、政令により定められた利率で複利計算した利息に相当する額を加算した額となります。

6 年金からの源泉徴収

●年金は「雑所得」です

老齢厚生年金等は、所得税法の区分では「雑所得」となっており、年金額が一定額以上の方は、年金の支給の際に所得税が源泉徴収されます。

●源泉徴収税額の計算に当たって

年金からの所得税の源泉徴収は、「公的年金等の受

給者の扶養親族等申告書」を共済組合に提出することにより、所得控除が受けられます。

7 再就職した場合

●就職中の年金について

公務員を退職した後に、再任用や民間会社等に再就職し、厚生年金保険に加入された場合は、給与や賞与の額に応じて老齢厚生年金等の一部又は全部が支給停止されます。

8 併給の調整

●受給の選択

給付事由の異なる 2 つ以上の年金（例えば、老齢厚生年金と障害厚生年金）のすべてを受給することはできません。有利な方を選択していただきます。

●選択の変更

受給の選択は、将来に向かって変更可能です。

9 雇用保険との調整

●基本手当の受給について

65 歳までの間、老齢厚生年金の受給者の方が、ハローワークで求職の申し込みをし、雇用保険法の基本手当を受給すると、その額にかかわらず、その間は、老齢厚生年金全額が支給停止されます（経過的職域加算額は支給されます。）。

●その他の給付金の受給について

雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金を受給すると、老齢厚生年金の一部が支給停止されます。

●該当事例についてはご相談ください

退職後に雇用保険法による給付を受給することになる場合は、必ず当共済組合にご相談ください。

10 各種の届出等

●年金支給額に影響がある届出

年金受取金融機関の変更又は受給者の死亡等があった場合は、速やかに当共済組合に連絡してください。

●加給年金額対象者の現況調査

加給年金額の加算対象となっている配偶者がいる受給者の方については、毎年、加算対象者についての現況調査を実施しています。

●ご注意ください

各種届出や現況調査に係る調査票の提出が遅れると、年金の支給が差し止めとなる場合がありますのでご注意ください。

◆ 年金のしくみ等詳細につきましては、「年金証書」とあわせて送付する「年金のしおり」または当共済組合ホームページ（<http://www.chikyosai.or.jp/>）をご覧ください、ご不明な点がございましたら、各支部の年金担当者までお問い合わせください。

任意継続組合員制度について

1 退職後の医療給付の概要

組合員が退職した場合には、健康保険や共済組合などのいずれかの医療保険に加入することになります。

どの医療保険に加入することになるかは、右図のとおり、再就職するかどうかにより異なります。

2 任意継続組合員制度

(1) 任意継続組合員制度について

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、任意継続組合員になることを組合（支部）に申し出ることにより、退職後2年間、在職中の組合員とほぼ同様の短期給付を受けることができる制度です（傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金及び傷病手当金附加金を除きます。ただし、1年以上組合員であった方が、退職時に傷病手当金又は出産手当金を受けている場合は、残りの期間について、退職後も継続して給付を受けることができます。）。

任意継続組合員になるためには、退職の日から20日以内に、組合（支部）に申し出て、掛金を納付することが必要です。

(2) 任意継続掛金

ア 任意継続掛金の額

任意継続掛金は、掛金の標準となる額に掛金率^{※1}を乗じた額となります。

掛金の標準となる額は、次の額のうちいずれか少ない額になります。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 地方職員共済組合の全組合員の平成29年9月30日^{※2}における平均標準報酬月額（平成30年1月下旬頃に当共済組合のホームページに掲載される予定です。）

※1 掛金率の現行は86.36/1,000となっております（平成30年度以降の掛金率に変更になることもあります。）。

※2 平成30年3月30日までに退職された方は、平成28年9月30日における平均標準報酬月額を用いることとなります。

イ 任意継続掛金の納付方法

任意継続掛金は、組合（支部）から送付する納付書で納付いただきます。

納付方法は、毎月払い、半年前納、1年前納があります。

毎月払いの場合、初回の任意継続掛金は、退職日から20日以内（3月31日付け退職の場合は、4月19日まで）に、2回目以降は、継続しようとする月の前月末までに、組合（支部）に払い込まなければなりません。

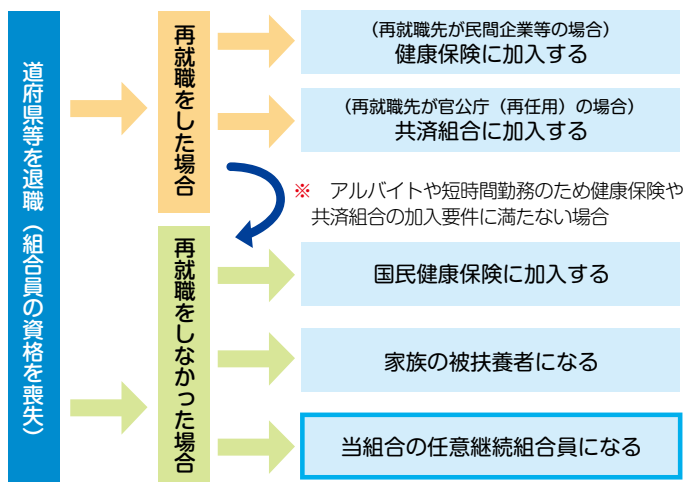
半年前納又は1年前納の場合、任意継続掛金は、前納に係る期間の最初の月の前月の末日まで（3月31日付け退職で4月分から前納する場合は、3月31日まで）に、組合（支部）に払い込まなければなりません。

(3) 任意継続組合員の資格の喪失

任意継続組合員の方が、次のいずれかの事由に該当するときは、その翌日（④又は⑥に該当するときは、その日）から、その資格を喪失します。

- ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかったとき
- ④ 国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者となったとき
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合（支部）に申し出て、その申出が受理された月の末日が到来したとき（国民健康保険に加入する場合又は家族の被扶養者になる場合）
- ⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき

◆手続き等の詳細につきましては、各支部の短期給付担当者までお問い合わせください。



退職後の組合員貸付について

1 退職時の貸付金の弁済

共済組合の貸付制度は、現役の組合員の方に対する福祉事業であり、退職により組合員の資格を喪失された方は、継続して貸付制度の適用を受けることができません。

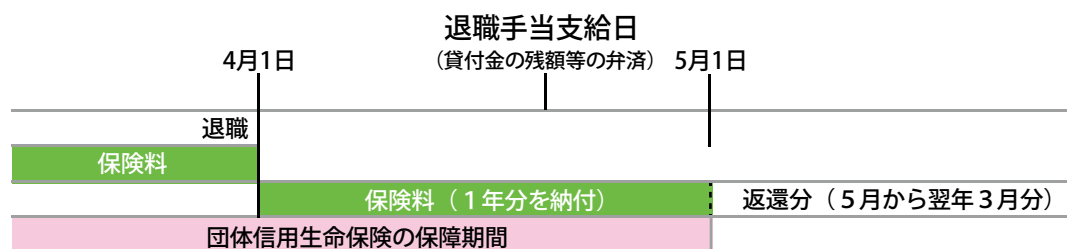
そのため、現在、共済組合から貸付けを受けている組合員の方が退職した場合は、退職後に支払われる退職手当から貸付金の残額及び利息を一括して控除する方法により、弁済していただくことになります。

2 団体信用生命保険に係る保険料

団体信用生命保険に加入されている方は、貸付金の残額等を弁済する月まで団体信用生命保険の保障期間となりますので、退職手当が支給される月の分まで保険料を納めていただくことになります。

なお、この保険料は、1年分を年1回納付していただいておりますので、保障期間終了後の月の分があれば返還いたします。

【例】納付月が4月である方が、4月に支払われる退職手当により残額等を弁済する場合



3 再任用職員・任意継続組合員に係る貸付け

退職後、再任用制度により採用された職員（短時間勤務職員を除く。）の方は、次の表のとおり貸付けを受けることができます。

【再任用職員に係る貸付け（概要）】

貸付の種類	全ての貸付けが対象 ただし、住宅貸付については、再任用職員となった後の組合員期間が1年未満の場合は、受けることができない。
弁済期間	貸付けを受けた月の翌月から再任用の任期が終了する月までの月数以内
弁済額	1回当たりの月賦弁済額の合計額は、貸付申込時の給料月額の範囲内
既貸付金の取扱い	退職時、退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたときは、再任用職員として採用された日前に受けていた貸付金を一括して弁済しなければならない。

また、退職後、任意継続組合員の資格を取得された方は、高額医療貸付及び出産貸付を受けることができます。

◆手続き等の詳細につきましては、各支部の貸付担当者までお問い合わせください。

組合員貸付金の利率が下がりました！

利率

(変更前)
年 2.66



(変更後)

年 1.26

時期

平成30年1月給与控除分から

※ 現在弁済中の方も適用されています。

貸付の種類等

貸付種類	貸付事由	対象者	貸付限度額	最高限度額	貸付利率
普通貸付	自動車、家電製品の購入など	全組合員	給料月額×6	200万円	年 1.26%
住宅貸付	組合員が住むための住宅の取得、増改築、修理費用など	1年以上の組合員期間がある組合員	給料月額×組合員期間に応じた月数(最低保障額あり)	1,800万円	
特別貸付	入学貸付	全組合員	給料月額×6	200万円	
	修学貸付		月額15万円×年次の残月数	修学年限1年につき180万円	
	医療貸付		給料月額×6	100万円	
	結婚貸付			200万円	
	葬祭貸付				

※1 このほか、災害貸付及び在宅介護対応住宅貸付があります。

※2 貸付可能額は、貸付限度額又は最高限度額の低い方の金額のうち必要額となります。

貸付けをご希望の方は、各支部の貸付担当者にご相談ください。

債務返済支援保険制度「あんしん」の 保険料率が変更となります

債務返済支援保険制度「あんしん」の保険料率については、平成 24 年 1 月から、平均返済月額 1 万円当たり 58 円となっておりますが、この度、加入者の年齢構成、保険金の支払状況に基づき再計算した結果、平成 30 年 1 月 1 日から 3 年間は、平均返済月額 1 万円当たり 73 円となりました。

なお、この新たな保険料率に基づく保険料は、保険料を振り替える月に送付します団体信用生命保険の「保険料充当金口座振替のご案内」に記載しておりますので、ご確認ください。

留 意 事 項

今回再計算した債務返済支援保険制度「あんしん」の保険料率は、次回の見直し（平成 33 年 1 月）の際には、その時点における加入者の年齢構成、保険金の支払状況に基づき増減することがありますのでご注意ください。

債務返済支援保険支援制度「あんしん」とは、団体信用生命保険の適用を受けている組合員が、傷害又は疾病により所定の就業障害となった場合に、貸付金の毎月の返済金相当額を保険金により支払うものです。

※ 詳細につきましては、各支部の貸付担当者にお問い合わせください。



医療費のお知らせについて

1 医療費通知事業について

厚生労働省の通知において、医療費通知事業については、「被保険者と被扶養者に対し、自らがかった医療費の実情を理解してもらうとともに、健康に対する認識を深め、これにより組合の健全な運営にも資するようになるため、積極的に取り組むこと。」とされており、当共済組合でも、平成 28 年度から、同じ内容で全ての支部において実施しております。

組合員及び被扶養者の皆様におかれましては、「医療費のお知らせ」の内容を確認いただき、受診した覚えがない保険医療機関等が記載されている場合や、記載内容の金額や受診日数が異なる場合等は、「医療費のお知らせ」の表面の右上に記載されている問合せ先の支部に、その旨ご連絡くださいますようお願いします。

2 医療費通知が確定申告に使用できるようになりました

平成 29 年分の確定申告から、医療費通知が、医療費の明細書として確定申告（医療費控除）の申告手続で使用できるようになりました。

医療費通知は、医療機関から届いた診療報酬明細書（レセプト）データから作成しているため、確定申告の対象となる医療費で、公費負担医療、自治体単独の福祉医療制度等による助成、減額査定、月遅れ請求、平成 29 年 11 月・12 月診療分（医療費通知には平成 29 年 12 月までに当共済組合が受け付けたレセプトデータを記載しています）、附加給付、互助会の給付等、レセプトデータに記載されていないものなどについては、医療費通知に反映できないものがあります。

このため、医療費通知に記載されている医療費の額と実際に支払った自己負担額が一致していない場合等は、実際に負担した額に訂正して申告していただく必要がありますので、訂正申告の手続きについては、税務署にお問合せください。

<訂正して申告いただくことが必要な例>

- ・ 公費負担医療、自治体単独の医療費助成、附加給付を受けた場合
- ・ （家族）療養費、（家族）出産育児一時金、高額療養費、柔道整復療養費、はり・きゅう・マッサージ等の療養費、治療用装具の療養費等の支給を受けた場合
- ・ 医療費通知に記載されている医療費に未払いがあった場合
- ・ 医療機関による請求遅れ（月遅れ請求）により医療費通知へ反映できなかった場合
- ・ 審査による点数変更（減額査定等）により自己負担額の調整が間に合わなかった場合

上記などにより、医療費通知に記載されている医療費の額が、実際に支払った自己負担額と一致していない場合には、申告者自身に、実際に負担した額に訂正して申告いただくことになります。

また、医療費通知に記載されていない医療費分について、医療費控除の申告をする場合は、領収書に基づき作成した明細書を申告書に添付していただきます。

（※厚生労働省保険局保険課 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化 Q & A より抜粋）

3 「医療費のお知らせ」について

(1) 記載内容の見方について

組合員証等の記号番号		診療等を受けた方の カナ・氏名	
地・本部		キョウサイ タロウ	
12345678911		共済 太郎 様	

診療年月	診療 区分	受診 日数	保険医療機関等の名称	医療費の 総額 (円)	共済組合の 支払額 (円)	市区町村等の 支払額 (円)	自己負担額 (円)
29年 8 月	外来	1	きょうさい総合病院	3,860	2,702		1,158

- ① 診療等を受けられた方（組合員又は被扶養者）のカナ・氏名です。
- ② 保険医療機関等で診療等を受けた年月です。
- ③ 入院・外来・歯入（歯科入院）・歯外（歯科外来）・調剤・接骨（柔道整復師の施術）の区分です。
- ④ 上記②で、⑤の保険医療機関等の名称欄に記載の保険医療機関等に受診した日数です。
- ⑤ 診療等を受けた保険医療機関等の名称が表示されています（診療科の表示はなし。）。
- ⑥ 医療費の総額は、⑦～⑨の合計額です。
- ⑦ 地方職員共済組合が保険医療機関等に支払った額です。
- ⑧ 条例・法律に基づき、市区町村・国等から助成を受けられた場合の額です（当共済組合で把握できるもののみ表示されています。）。
- ⑨ 保険医療機関等の窓口等で支払った自己負担額です。
 - ・ 表示額は、1円単位で表示されていますが、実際に保険医療機関等の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。
 - ・ 入院等の際に、保険医療機関等の窓口等で「限度額適用認定証」を提示し、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示されます。

(2) 注意事項

- ① 診療年月から自己負担額の欄まで、1行も記載がない方は、医療費のお知らせに記載されている期間において、次のようなことが原因として記載がない場合があります。
 - ・ 保険医療機関等に一度も受診していない方である場合
 - ・ 保険医療機関等に受診しているが、保険医療機関等から共済組合に医療費の請求が遅れている場合（診療報酬明細書等の内容を審査中の場合等）
 - ・ 特定の診療科を有する保険医療機関等で受診した場合
- ② 柔道整復施術療養費（接骨）の場合は診療年月が複数月にわたるときに、特定の月にまとめて日数や医療費が記載される場合があります。
- ③ 医療保険で受診等した診療分等を記載しており、医療保険適用外の費用（入院時の個室料や歯科の差額材料費など）は含まないため、領収書の金額と異なる場合があります。
- ④ 市区町村等の助成を受けられた場合等は、支払った金額等と表示金額が異なる場合（福祉医療制度による助成など）があります。
- ⑤ 組合員、被扶養者の資格喪失後に組合員証等を使用して受診した場合で、既に共済組合に療養費等の返納を行っている場合でも、返納前の内容で表示される場合があります。

健康情報提供サイトの利用について

1 個別性の高い情報提供事業について

(1) 概要

当共済組合では、平成 20 年度より、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、平成 27 年度からは、データヘルス計画に基づく健康保持増進のための保健事業を実施しているところ です。

個別性の高い情報提供事業は、データヘルス計画の基盤として位置付けられており、国の指針においては、ICT を活用した個別性の高い情報提供の実施が求められていることから、当共済組合では、データヘルス計画に基づき、平成 29 年度から全支部^(※)において、委託事業者（ヘルスケア・コミッティー株式会社）が運営する健康情報提供サイト「**QUPiO（クピオ）**」を利用した個別性の高い情報提供事業を実施して いします。

※ 神奈川県支部及び埼玉県支部の被扶養者の方は、平成 30 年 4 月から利用可能。

(2) 健康情報提供サイト（QUPiO（クピオ））について

「**QUPiO（クピオ）**」は、組合員・被扶養者の皆様の健康づくりを応援するためのインターネットサービスです。パソコンやスマートフォンを通じて、インターネット上の個人専用ページを利用することができますので、日々の健康管理に是非ご活用ください。

QUPiO（クピオ）
ってなに？

200万人超の健診データ分析と、東京大学との共同研究で得られた知見をもとに、あなたの「健康生活」を応援するツールです。「健康診断の結果」をもとに「個人別」のマイページ画面を通じ、生活習慣病予防のための多彩な健康情報を提供しています。インターネットに接続可能な、パソコンやスマートフォンからご利用いただけます。

■あなたの健康度をチェック

クピオが持つ200万人超の健診データを使って、あなたの「健康年齢」を算出します。あなたは、実年齢より若い？ やや上？ かなり上？



利用・参照できる機能

① 健診結果を詳しく見る

最新と過去の健診結果を比較したり、結果から判断される健康リスクに関する情報を確認できます。また、約200万人のデータベースから、同性同年代での順位や、「健康年齢」を算出して掲載しています。あなたの健診結果を、今一度見直してください。



健診結果の閲覧



健康年齢

② 行動計画を立てる&行動する

健康のプロ（医師や管理栄養士等）によって監修された健康づくりのプログラムが利用できます。あなたの健診の結果や、チャレンジしたい方法（食事or運動）から、もっとも効果的な目標を設定することができます。また、サイト内の記録票を使えば、歩数や体重などの日々の健康管理も簡単です。



行動計画の設定画面



記録票

③生活習慣を改善する(役立つ健康情報を見る/ウォーキングゲームなど)

隔週で配信されるメルマガにあわせて、お役立ち情報をお届けする「健康コラム」や、健康料理のレシピが調べられる「ヘルシーレシピ」など、健康づくりに役立ついろいろな情報を、閲覧することができます。
また、日々の歩数を入力するゲーム(トラベルウォーク)では、キャラクターと一緒に国内・海外の名所を歩いて旅行することができます。



(※) ご自身の健診結果を入力すると「健康年齢」など、健康度をチェックできます。

特定健康診査の対象である40歳以上の方については、これまで当共済組合でお預かりしている健診結果データを平成29年4月から約2週間程度で順次登録しています。(平成23年度以降のデータ)

また、40歳未満の組合員・被扶養者の方につきましては、ご自身で定期健康診断等の結果を入力することにより、健診結果を踏まえた健康習慣の提案等のサービスを得ることができます。現在、40歳未満の組合員・被扶養者の皆様の定期健康診断等のデータを希望により手入力ではなく自動的に取り込むことについても検討しております。

2 WEBサイトの利用方法について

(1) WEBサイトへのアクセス

当共済組合のホームページのトップ画面に「健康情報提供サイトのご案内」のリンクバナーを掲載していますので、リンクバナーをクリックしていただき、ご自身が所属する支部の欄にあるURLをクリックしてアクセスしてください。

(2) 初めて利用される方のログイン方法(初回ログイン設定)について

サイトの「初めての方(初回ログイン設定)」の「本人確認(初回認証)」により配信されたIDとパスワードでログインしてください。

(注1) 「本人確認(初回認証)」には、「組合員証(保険証)」とIDとパスワードを受信するメールアドレスが必要です。

(注2) 平成30年2月13日～28日の間は初回ログイン設定はできません。

(注3) 平成30年2月12日以前に初回ログイン設定される方は、平成29年2月に送付した「医療費のお知らせ」に掲載されたIDとパスワードでログインしてください。

新規利用手順(初めての方のみ/既にログイン済みの方は、IDとパスワードでご利用ください。)

1 当組合のサイトにアクセス

下記の方法で、当組合のサイトにアクセスし、「健康情報提供サイトのご案内」のバナーをクリックします。続いて、ご自身が所属する支部の欄にあるURLをクリックして、健康情報提供サイト(クビオ)にアクセスします。

URL

検索 検索

検索サイトで「ご自身が所属する支部名」と「クビオ」と入力し、検索することで、直接クビオにアクセスすることができます。

例) 検索

2 クビオで本人確認(初回認証)

「本人確認」は、3月1日から利用開始となります。

(本誌からの要請で、2月中旬に設定変更を行っております。)

クビオのサイトの右上の「初めての方(初回ログイン設定)」を、クリックしてください。利用規約や登録画面が表示されますので画面や案内メールに従って設定をしてください。
なお、本人認証のために「組合員証(保険証)」が必要となります。お手元にご用意ください。



3 利用開始

3 個人情報の取扱いについて

本サービスにおける皆様の個人情報につきましては、法令及び委託事業者の個人情報保護方針に基づき、適正に管理しております。

なお、個別性の高い情報提供事業については、個人ごとに情報提供を行う事業ですが、この情報提供を希望しない方につきましては、支部に申し出ることで情報提供の利用を止めることができますので、詳細は支部にお問合せください。

平成28年度の特定健康診査・特定保健指導事業の実施状況のお知らせ

当共済組合は、高齢者の医療の確保に関する法律第5条・第20条・第24条等により、組合員及び被扶養者の健康の保持のため、特定健康診査・特定保健指導を実施し、毎年度分の実施結果を社会保険診療報酬支払基金を通じて厚生労働省に対して報告することが義務づけられています。

今回は、厚生労働省に報告した当組合の平成28年度における特定健康診査・特定保健指導事業の実施状況をお知らせいたします。

平成28年度 特定健康診査	実施計画の目標値 88%
	受診率 83.8%
平成28年度 特定保健指導	実施計画の目標値 36%
	実施率 26.0%

平成28年度の特定健康診査の受診率は83.8%で、当組合の実施計画の平成28年度の目標値(88%)を下回っています。

平成28年度の特定保健指導の実施率は26.0%で、当組合の実施計画の平成28年度の目標値(36%)を下回っています。

区 分		組合員	被扶養者	計
特定健康診査		95.9%	50.0%	83.8%
特定保健指導	動機付支援	32.1%	10.0%	29.8%
	積極的支援	23.2%	5.7%	22.5%
	計	27.3%	8.7%	26.0%

(参考)

厚生労働省が定めた平成29年度時点の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標値

特定健康診査受診率(目標値)	90%
特定保健指導実施率(目標値)	40%

生活習慣病等の予防のため、 特定健康診査・特定保健指導を受けましょう！

メタボリックシンドロームの根底にあるのは、食事や運動などの不適切な生活習慣です。内臓脂肪は、適度な運動とバランスの取れた食事により減らしていくことが可能であり、運動指導や食生活の改善を行うことは、生活習慣病の予防につながることになります。

特定健康診査は、生活習慣病の予防のための大切な健診ですので、毎年、必ず受診してください。また、被扶養者の方が、パート・アルバイト先や自治体などが実施する健康診断を受診された場合は、健診結果を支部に提出してください。

なお、特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となった場合は、医師、保健師、管理栄養士等の専門職が、生活習慣を見直していただくための特定保健指導を行いますので、必ず受けてください。

老齡基礎年金の振替加算に関するお知らせ

- 各共済組合の受給者の配偶者のうち、日本年金機構が支給する国民年金・老齡基礎年金に加算されるべき振替加算が一部の方について支給漏れとなっていた事実について、平成 29 年 9 月 13 日に厚生労働省から公表されました。
- 振替加算の業務は基本的に日本年金機構が行っているものであり、当共済組合で加給年金を受けていた方の配偶者の方の老齡基礎年金の振替加算について、日本年金機構に支給漏れが発生した事情の詳細は十分把握できておりません。当共済組合としては、振替加算の支給に必要な情報は日本年金機構に提供してきたと認識しておりますが、当共済組合が提供した加給年金開始情報が日本年金機構が管理する「共済データベース」に適切に収録されていないケース等があり、このようなことが情報連携不足として公表されているものと承知しております。
- 現在、振替加算の支給漏れへの対応は日本年金機構・厚生労働省を中心に行われておりますが、当共済組合としましても、その対応について日本年金機構等に全面的に協力してまいります。
- なお、このようなことから、配偶者の方の国民年金・老齡基礎年金に係る振替加算についてのお問い合わせは、日本年金機構・最寄りの年金事務所にお問い合わせいたします。

情報掲示板

知って納得

表紙の写真



創業 120 年清水寺門前の京土産店
木村桜土堂

ちりめん人形

干支の戌と鏡餅

京都府

今年は、十二支の十一番目の戌年です。犬は、人との付き合いも古く親しみがあり、社交的で忠実、正直で頭脳明晰であり人の話をよく聞きます。鏡餅の後ろからチラっとのぞいているように飾れるこの可愛らしい犬の人形は、京都土産らしいちりめん素材で出来ています。

ちりめん独特のしぼは、左と右に捻りをかけた糸を交互に織り上げた後、「練り」という工程で精錬することで糸が収縮して独特の凹凸が浮き上がり、生地に柔らかな表情が緩みられます。

その年の干支の物を飾ったり、身につけたりすると縁起がよく、福を招くと言われています。



図書館

義の人 西郷隆盛
誠の人 山田方谷

みのりさく 著

発行：幻冬舎メディアコンサルティング
発売：幻冬舎
ISBN978-4-344-91494-0
定価：本体 1200 円 + 税

ワシントンの民主政治を理想としながら、正義と天命に生きた隆盛。貧しい人々の格差は正のため、至誠を貫いた方谷。同じ師・佐藤一斎の教えを受けた、対照的な二人の生きざまを描いた一書。現代の私たちが今学ぶべき、隆盛の豪快な生き方と方谷の緻密な思考。

2018年1月 NHK大河ドラマ「西郷どん」が始まる!!
西郷らの生きざま、死にざまを探る。

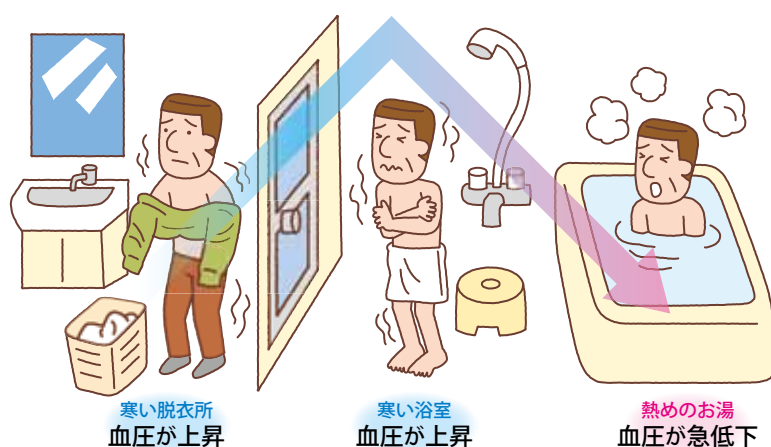
地方共済クリニック

ヒートショック、 寒い冬はご用心

HEALTHCARE

寒い冬は、入浴時などの急激な温度変化で体に負担がかかり、脳出血や心筋梗塞を引き起こす「ヒートショック」が増加する時期です。

冬の入浴で「ヒートショック」が起きる原因



こんな人はご用心

高齢者、高血圧や糖尿病の病気をもつ人、動脈硬化のある人、肥満気味の人や呼吸器に問題があり睡眠時無呼吸症候群などをもつ人、不整脈がある人などがヒートショックの影響を受けやすいといわれています。

- 65 歳以上である
- 高血圧・糖尿病・動脈硬化の病気をもっている
- 肥満気味である
- 睡眠時無呼吸症候群など呼吸器に問題がある
- 不整脈がある
- 自宅の脱衣所や浴室に暖房器具がない
- いわゆる“いちばんぶろ”に入ることが多い
- 熱いお風呂が好き
- お酒を飲んでから入浴する

自宅のお風呂以外でもご用心

日本の家のトイレは北側にあることが多く、冬になるとヒートショックになりやすい場所だと言われています。タイル張りのトイレなどは、お風呂と同様、寒いので注意が必要です。また、高齢になると夜間トイレに起きたりする回数も増えるので、特に冬場の夜中のトイレは、とても危険です。



交通事故の 4 倍も!?

冬の入浴は、暖かい居間から寒い脱衣所や浴室への移動、そして熱い湯船へ、という急激な温度変化が短時間のうちに起こり、これに伴って、血圧の急激な上昇や下降が引き起こされます。これを、「ヒートショック」といいます。

「ヒートショック」は、体に大きな負担をかけるため、急激に血圧が上昇した場合は脳出血や脳梗塞、心筋梗塞などで冬の入浴中に起こる突然死の大きな要因となります。

また、急激に血圧が低下した場合は脳貧血を引き起こし、浴槽でめまいを生じてけがをしたり、溺れたりする危険性があります。

冬の12月～2月は、1年のうちでも入浴中の突然死が最も増える時期なので注意が必要です。



また、旅行先で冬の温泉や露天風呂に入るときもヒートショックに気をつけなければいけません。部屋でお酒を飲んでから、寒い廊下を歩いて脱衣所へ向かい、寒いために急いで温泉や露天風呂に入るのは、とても危険です。

冬の事故を防ぐ「ヒートショック」対策

冬は、入浴時の急激な温度変化で体に負担がかかり、「ヒートショック」が起こりやすくなります。簡単な対策で入浴中の事故を防ぐことができるので、以下の対策を意識してみましょう。

脱衣所や浴室を暖める

入浴により体温が急激に変化すると、血圧が上下に大きく変動し、失神したり浴槽内で溺れやすくなるので、入浴前に浴室や脱衣所を暖めることが必要です。

お湯を浴槽に入れる時にシャワーから給湯することでシャワーの蒸気で浴室の温度を上げたり、沸かし湯の場合は、浴槽の湯が沸いたところで十分にかき混ぜて蒸気を立て、蓋を外しておくことで浴室の気温が上昇します。



お湯は 41 度以下、湯につかる時間は 10 分までを目安に

のぼせてぼうっとするなどの意識障害が起こると、やがて体温は湯の温度まで上昇し、熱中症になるおそれがあります。10 分までを目安に上がるように心がけましょう。

浴槽につかる時のお湯の温度は 41 度以下を目安とします。半身浴であっても、長時間入浴すると体温が上昇するおそれがあるので注意が必要です。

浴槽から急に立ち上がらない

浴槽に浸かっているときには体に水圧がかかっています。急に立ち上がると、水圧がなくなり圧迫されていた血管は一気に拡張するので、脳に行く血液が減り貧血状態になります。浴槽から出るときは、手すりや浴槽のへりを使ってゆっくり立ち上がるようにしましょう。

入浴中にヒヤリと感じたことのある人は、浴槽から立ち上がった時にもっとも多いようです。

アルコールが抜けるまで、食後すぐの入浴は控える

アルコールを飲んだ直後に入浴すると、脱水症状を引き起こしたり、血圧が急に高まり、心臓に負担がかかります。酔った状態で入浴すると、注意力も低下しているため事故のもとになるので、飲酒後はアルコールが抜けるまでは入浴しないようにしましょう。

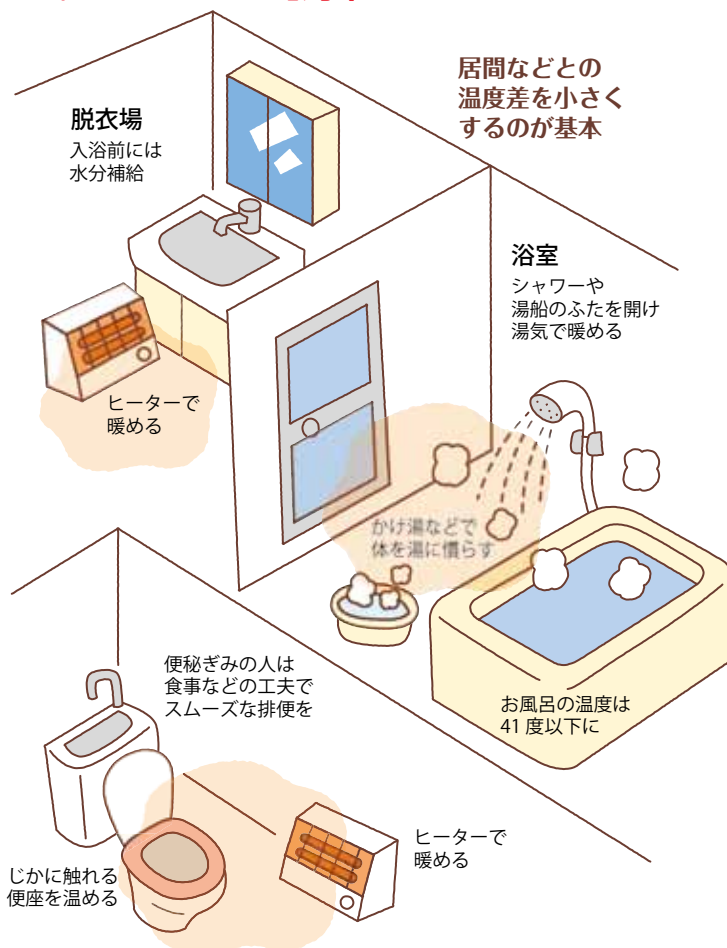
また、食後に血圧が下がる食後低血圧により失神しやすくなる場合があるので、食後すぐの入浴も避けた方が良いでしょう。体調の悪い時や睡眠薬などの服用後、気温が低下する深夜や早朝の入浴にも注意が必要です。

一声掛けて、見回ってもらう

同居者がいる場合は入浴前に一声かけ、いつもより入浴時間が長い場合は様子を見に来てもらうと安心です。

入浴事故が起きた場合は、できるだけ早く対応することが重要なので、発見が早かったために死亡を免れたというケースは多いといわれています。

浴室やトイレでの「ヒートショック」対策



トイレでのヒートショック対策

浴室と同様に危険なのがトイレです。一般的な家ではトイレに暖房がない場合が多く、冬の夜中や早朝にトイレに行く場合は、部屋とトイレの温度差が極端に開いてしまうからです。

洋式トイレの場合、暖房便座を導入するのが確実な方法ですが、暖房便座が難しい場合には、直接肌に触れる冷たい便座よりは改善される便座カバーを利用しましょう。トイレのスリッパもヒンヤリしたものではなく、なるべく温かな素材のものを選びます。

また、冬場にトイレに行くときには、1 枚上着を羽織るなど、温度差に十分に気をつけるようにしましょう。

外出するときのヒートショック対策

室内外の温度差もヒートショックの原因となります。

冬の朝に外出するときや、仕事場から帰宅するときにも、防寒対策を万全にしましょう。外出時には、肌をできるだけ冷たい外気に直接触れないようにします。マフラーや手袋、厚手の防寒着に加えて、マスクやニット帽なども有効です。

参考：消費者庁 ホームページ「冬場に多発する高齢者の入浴中の事故に御注意ください!」



東京ドイツ村ウインターイルミネーション
「メ★ル★ヘ★ン〜ときめきスマイル〜」
期間：開催中〜2018年4月8日（日）
HP：http://www.t-doitsumura.co.jp



ポピーの里 館山ファミリーパーク
花摘み（ポピー、ストック、スターチスなど）
期間：12月中旬〜5月上旬
HP：http://familypark.jp/



道の駅 枇杷倶楽部 いちご狩り
期間：2018年1月1日（月・祝）
〜5月6日（日）
HP：http://www.biwakurabu.jp/

プラザ菜の花は、ホテルから徒歩数分に駅があり、またホテル前からは南房総に直行するバスが出て、都心や県内観光地へのアクセスに大変便利です。

1月、2月のこの時期、房総はイチゴ狩りと花摘みのシーズンを迎え、県内各地で摘みたての苺や花が楽しめます。また、県内各施設では期間限定のイベント盛りだくさんで皆様をお迎えします。

プラザ菜の花を拠点に、「房総」の観光を心行くまで楽しんでください。

「まるごとe! ちば」千葉県公式観光情報サイト▶ <http://maruchiba.jp/>
千葉県の魅力を様々な角度からご紹介するとともに、最新の観光情報を発信しています。



水仙まつり
江戸水仙ロード・をくづれ水仙郷
期間：2017年12月16日（土）
〜2018年2月4日（日）
HP：http://kyonan-info.jp/kyonan



ホテル プラザ菜の花

花とフルーツいっぱい「房総」の観光の拠点

〒260-0854
千葉県千葉市中央区長洲 1-8-1
TEL 043-222-8271 FAX 043-227-4649
<http://www.hotelplaza-nanohana.com>

アクセス

- 電車をご利用の場合
千葉駅（JR 総武線）⇒バスで千葉県庁前下車⇒徒歩で1分
本千葉駅（JR 外房線・内房線）⇒徒歩で3分
- モノレールをご利用の場合
県庁前駅（千葉都市モノレール）⇒徒歩で1分
- お車をご利用の場合
東京方面から…京葉道路「松ヶ丘IC」から約15分
木更津（アクアライン方面）から…京葉道路「松ヶ丘IC」から約15分

レストランは、大きな窓から光がいっぱいに降り注ぐ店内でモーニングからランチ、喫茶まで、また、居酒屋や宴会場では、旬の地元の食材を使って、お昼の御膳物から夜のお食事、お酒のおつまみなど、さまざまなスタイル、ニーズにお応えしております。



和洋室



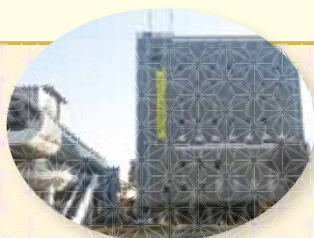
ツインルーム



洋食レストラン「フロール」



和食レストラン「総（ふさ）」



ホテルプラザ菜の花と千葉都市モノレール「県庁前」駅

ホテルプラザ菜の花 お勧めプラン

●宿泊プラン（税・サービス料込）

シングルルーム基本プラン（素泊まり）	1名	5,500円〜
ツインルーム基本プラン（素泊まり）	2名	4,500円〜
	1名	6,300円〜



お魚料理やお肉料理、パスタなど
レストラン「フロール」のランチ



※料理内容は季節・日により変わります。



座敷宴会場に座敷用テーブル椅子をセット。
足や膝に負担がからず、ゆっくりお食事や
会話を楽しんでいただけます。



御神渡り

諏訪湖全面結氷後に轟音と共に氷が裂け、裂け目が山のようになり上る現象で、諏訪大社の上社の男神様が下社の女神様の元へ通う恋路との伝説があります。
寒さが厳しいシーズンになればきっと御神渡りが見られるかも・・・！



わかさぎ釣り

諏訪湖で釣った「わかさぎ」を湖山荘で天ぷらなどにしてお出しすることもできます。



アイスクャンドル 2018

開催日：2018年2月3日（土）
上諏訪駅を中心とする商店街や通り、公園などのほか諏訪圏域6市町村の各地に、諏訪湖の氷で作られた数千個のアイスクャンドルが灯されます。氷のオブジェも登場。アイスクャンドルコンテストやコンサート、諏訪の美味しい食べ物や飲み物の屋台が並びます。

諏訪湖イルミネーション

期間：2017年11月25日（土）～2018年2月下旬
冬の諏訪湖でしか体験できない美しく暖かな情景に出会えます。全国でもめずらしい諏訪湖上を彩るイルミネーションが毎晩点灯します・・・

諏訪観光ガイド HP ▶ <http://www.suwakankoo.jp/>

信州 上諏訪温泉 湖山荘

すべてのお部屋から
諏訪湖を望む抜群のロケーション
温泉は湯量豊富な「源泉掛け流し」

〒392-0027

長野県諏訪市湖岸通り2-4-28

TEL 0266-52-2163 FAX 0266-52-2189

<http://www.kozansou.com>

アクセス

○お車をご利用の場合
中央自動車道諏訪インターより約15分
長野自動車道岡谷インターより約20分
○電車をご利用の場合
中央本線上諏訪駅下車 徒歩15分
※タクシー5分



湖山荘 お勧め宿泊プラン

【お得なプラン】

平成29年12月から平成30年3月の間平日

平日に、同窓会、懇親会、忘・新年会などで10名以上ご利用の方に呑み放題付きの格安プランをご提供いたしますので是非ご相談下さい。

～湖山荘の自慢～

- ◆ チェックインから翌朝8時まで人気の源泉掛け流しの湯を楽しめます。
- ◆ 全客室から諏訪湖が眺められる眺望抜群の湖畔の宿。
- ◆ 信州ならではの食材を使った季節料理のおもてなし。



◆ ほんとうの温泉 ◆

当館の温泉は、近くの七ツ釜から汲み上げている約65度のお湯がとうとうと絶えず流れており、自然にさめていくのと加水とで温度調整をしております。
いわゆる「源泉掛け流し」の温泉です。循環させ過熱することがないので、お風呂独特のいやなにおいがまったくありません。のんびりとお湯に入ってからだの疲れを癒してください。



© Biwako Visitors Bureau

雪見船クルーズ（冬の比良山系）

「ホテル ピアザびわ湖」の近くの大津港から長浜港まで、冬の琵琶湖を高速船で縦走る「雪見船」(予約制)が運航されます。比叡山や比良山系の雪景色を船上から満喫いただけるほか、彦根港で下船して彦根城と城下町散策をお楽しみいただくこともできます。

【日程】

平成30年1月10日(水)～3月9日(金)《予約制》
1月10日(水)～1月31日(水)は、土・日・月のみ運航
2月1日(木)～3月9日(金)毎日運航
※2月25日(日)運休

【琵琶湖汽船 HP】 <http://www.biwakokisen.co.jp/>

※雪見船の詳しい運行情報等はこのHPでご確認ください。

長浜盆梅展

雪見船で長浜港に到着後は、今年で67回目となる長浜盆梅展がおすすめです。新春の風物詩「日本一の盆梅展」として親しまれています。純和風の座敷に約90鉢がすらりと展示され、中には高さ3m近い巨木や樹齢400年と伝わる古木も見られます。

【開催期間】

平成30年1月10日(土)～
3月11日(日)
9:00～17:00



© Biwako Visitors Bureau



© Biwako Visitors Bureau

彦根城

国宝に指定されている彦根城。天守をはじめ、重要文化財の各櫓、下屋敷の庭園である玄宮園、内堀・中堀などが当時の姿を留めていて全国的に見てもきわめて保存状態のよい城跡です。彦根城域では、毎日3回、彦根市のマスコット「ひこにゃん」が登場し、パフォーマンスを行っています。ひこにゃんの登場に関する詳細は「ひこにゃん公式サイト」をご覧ください。

【ひこにゃん公式サイト】

<http://hikone-hikonyan.jp/schedule/#201712>

【彦根観光ガイド HP・彦根城】

<http://www.hikoneshi.com/jp/castle/>

長浜・米原・奥びわ湖を楽しむ観光情報サイト ▶ <http://kitabiwako.jp/>

長浜エリア、長浜盆梅展などの情報はこのHPをご覧ください。



ホテル ピアザびわ湖

当ホテルを拠点に、冬の湖国観光をお楽しみ下さい。

〒520-0801

滋賀県大津市におの浜 1-1-20 (ピアザ淡海内)

TEL 077-527-6333 FAX 077-521-0521

<http://www.hotelpiazza.com>

アクセス

○電車をご利用の場合

JR 琵琶湖線「膳所駅」から徒歩約12分

京阪電鉄「石場駅」から徒歩約5分

○バスをご利用の場合

JR 大津駅から京阪・近江バスなぎさ公園線で約8分、
「ピアザ淡海」下車徒歩約1分

○お車をご利用の場合

名神高速道路大津ICより約7分



7F 展望会場
琵琶湖を一望いただけます。



ホテル ピアザびわ湖 お勧め宿泊プラン

歴史と文化、そして豊かな自然に彩られた古都大津、雄大な琵琶湖が目の前に広がる恵まれたロケーションが魅力です。光きらめく琵琶湖のほとりで過ごす、くつろぎに満ちたひととき。温かなおもてなしとサービスで心を潤す贅沢な時間をお届けします。

●1泊2食付パック

お1人様 9,500円～(税・サービス料込)

◆夕食は、和食・洋食・ステーキコースからお選びいただけます。

●宴会宿泊パック

1泊2食付 お1人様 13,500円～(税・サービス料込)

◆8名様以上からご利用いただけます。

◆1泊朝食 + 夕食(6,000円のご宴会料理)

◆ご宴会料理は、会席・和食buffet・洋食buffetからお選びいただけます。



洋食



和食

※1泊2食付パックの夕食、料理内容は季節・日によって変わります。

南京町春節祭

中国では旧暦の正月を「春節」として盛大に祝いますが、日本三大チャイナタウンのひとつ神戸・南京町では、1967年(昭和42年)から旧暦の正月に「春節祭」を開催するようになりました。今年は2月16日(金)～18日(日)に開催され獅子舞・演奏・雑技などが行われます。また、南京町は飲食店も多く点心やスイーツなどいろいろ楽しめます。

南京町の最寄駅はJR元町駅又は地下鉄県庁前駅になります。

(瑞宝園から約1時間)

【開催期間】平成30年2月16日(金)～18日(日)



金泉の足湯



天神源泉

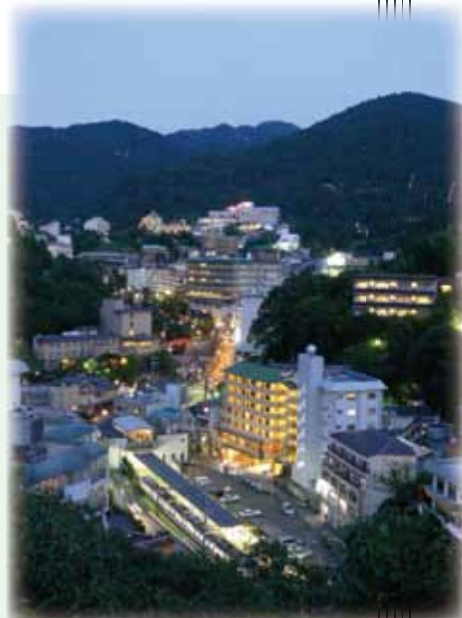


有馬温泉にゆかりの深い
太閤秀吉像

有馬温泉
日本最古の温泉といわれ、鉄分と塩分を含む褐色(含鉄ナトリウム塩化物強塩高温泉)の「金泉」と2種類(炭酸泉・ラドン泉)の無色透明な「銀泉」が湧出します。また、大阪や神戸からも近く関西の奥座敷とも言われ、週末は多くの人でにぎわいます。なお、「金泉」「銀泉」は有馬温泉旅館協同組合の登録商標になっています。瑞宝園では、銀泉(ラドン泉)をお楽しみいただけます。

有馬温泉観光協会 HP ▶ <http://www.arima-onsen.com>

南京町商店街振興組合 HP ▶ <http://www.nankinmachi.or.jp>



有馬保養所 瑞宝園 関西の奥座敷「有馬温泉」

〒651-1401 兵庫県神戸市北区有馬町 1751

TEL 078-903-3800 FAX 078-903-3399

<http://www.zuihouen.net>



アクセス

○電車をご利用の場合

神戸電鉄「有馬温泉駅」から徒歩 15 分

○お車をご利用の場合

阪神高速北神戸線有馬 IC 又は西宮山口南 IC から約 10 分

中国自動車道西宮北 IC から約 15 分

瑞宝園 お勧め宿泊プラン

◆ 瑞宝園・ROSE GLASS GALLERY・温馨窯 コラボ企画

【ガラス細工・陶芸体験 + 夕食・温泉】

有馬温泉内で工房を構えるROSE GLASS GALLERY・温馨窯でガラス細工又は陶芸を体験し、
1泊2食で宿泊される場合は通常宿泊料金より1,000円引きとなるお得なセットプラン！

予約時に希望体験プランをお申し込みください。

<体験プラン材料費等> 体験時間は約1.5時間程度

● ROSE GLASS GALLERY

・アクセサリ：3,500 円 (材料費・送料込)

・サンドブラストグラス：2,500 円 (材料費込)

● 温馨窯

陶芸：2,700 円 (材料費込・送料別)



◆ 別途宿泊料が必要です。(宿泊料はご利用人数・お料理等により異なりますので、お問い合わせ下さい)

◆ 5日前までに予約ください。予約状況によってはお受けできない場合があります。

◆ 「あったかお鍋プラン」などのプラン商品でご宿泊される場合は、1,000 円引きは適用されません。

◆ あったかお鍋プラン(平日限定プラン)

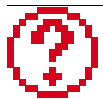
お1人様 1泊2食 13,500 円 (税・サービス料込)

ご利用期間 2017年11月1日(水)～2018年3月29日(木)の日～木(除外日あり)

◆ お鍋料理は、神戸牛しゃぶしゃぶ・寄せ鍋・ぼたん鍋・かにすきからお選びください。

◆ 3名以上でご利用ください。(シングル・ツイン・和室2名様利用の場合500円アップ)





長期在職者の特例について教えてください。



私は今年度末に県を定年退職しますが、その後、引き続き再任用で働く予定としています。フルタイムで再任用されると、年金に特例による加算が付く場合があると聞きましたが、どのような人が対象となるのでしょうか。



「長期在職者の特例」という加算制度があります。県にお勤めの方の場合は、65歳未満の老齢厚生年金（以下「特別支給の老齢厚生年金」という。）の受給権者で、地共済の組合員期間（第3号厚生年金被保険者期間）が44年以上である方が退職した場合に適用されます。

あなたの場合、県にフルタイム再任用された期間も合算して組合員期間が44年以上となり、65歳前に退職すると、この加算制度が適用されます。

① 厚生年金保険の被保険者の種別

被用者年金制度一元化により、厚生年金保険の被保険者の種別は以下のとおりとなりました。

種別	対象
第1号厚生年金被保険者	厚生年金の加入者
第2号厚生年金被保険者	国共済の組合員
第3号厚生年金被保険者	地共済の組合員
第4号厚生年金被保険者	私学共済の加入者

② 長期在職者の特例が適用される要件

- 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、次のいずれの要件にも該当した場合、その該当した月（3月末退職であれば4月）から特例による加算が行われます。
- フルタイムで再任用となった場合は、引き続き地共済の組合員であるため、第3号厚生年金被保険者となります。

- 被保険者でないこと（退職していること。）。
- 1つの種別※の被保険者期間だけで44年以上あること。

※ フルタイムで再任用となった場合とパートタイムで再任用となった場合では、被保険者期間の種別が異なり合算できませんので、注意が必要です。

- 県に採用されてから定年まで42年間勤めた方が、パートタイムで再任用（第1号厚生年金被保険者）となった場合は、再任用の期間と合わせて44年以上であっても、被保険者期間の種別が異なるため、「長期在職者の特例」の適用はありません。

③ 加算される年金額の説明

● 定額部分とは

65歳未満の受給権者に対して、老齢基礎年金に相当する部分として支給されるもので、65歳以降は老齢基礎年金に切り替わるもの。

参考：平成29年度の定額部分の額

$$1,625 \text{ 円} \times \text{被保険者期間月数（上限 480 月）} \\ = 780,000 \text{ 円}$$

● 加給年金額とは

老齢厚生年金の算定の基礎となる被保険者期間が20年以上あり、定額部分が加算されることとなった当時に加給年金額の対象となる者がいる場合に加算されるもの。

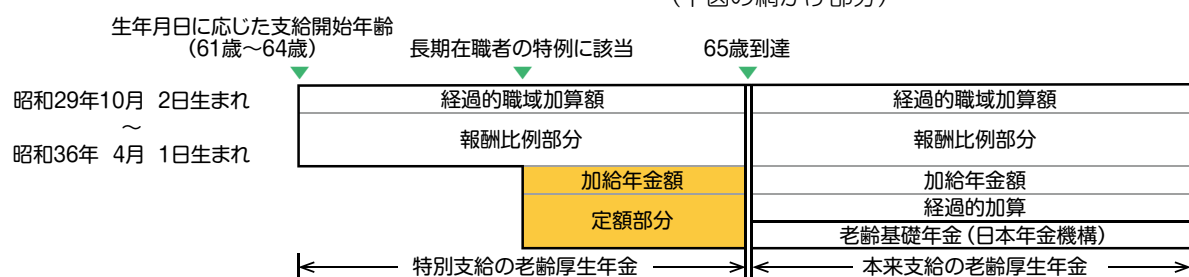
参考：平成29年度に加給年金額（配偶者の場合）

$$389,800 \text{ 円}$$

④ 特例による年金支給イメージ（下図）

長期在職者の特例が適用された場合、加算される年金額は「加給年金額」と「定額部分」になります。

（下図の網かけ部分）



以上、簡単に説明しましたが、詳細につきましては、各支部の年金担当者までお問い合わせください。



出産したときに支給される給付金の制度はありますか？



私は共済組合の組合員ですが、近々出産を控えております。
共済組合には出産に関して給付金を支給する制度があると同ったのですが、
どのようなものなのでしょうか。



共済組合には、組合員の出産に関して、次の給付金を支給する制度があります。
以下、給付金の概要について、ご説明します。



① 出産費

出産費の支給要件及び支給額は、以下のとおりです。

(1) 支給要件

出産費は、組合員が出産したときに支給されるものです。

また、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が退職後6月以内に出産した場合についても、同様に出産費が支給されます。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員等(※)の資格を取得し、他の組合等から出産費に相当する給付が支給されたときは、当共済組合から出産費は支給されません。

ここでいう「出産」とは、妊娠4月以上(85日以上をいう。以下同じ。)の出産をいい、次に掲げる場合は、出産に該当するものとして出産費が支給されます。

- ① 妊娠4月以上の異常分べん(早産、死産、流産等)をした場合
- ② 母体保護法に基づく妊娠4月以上の胎児の人工妊娠中絶手術をした場合

※ 「他の組合の組合員」とは、次のとおりとされています。

- 当共済組合以外の地方公務員共済組合の組合員
- 国家公務員共済組合の組合員
- 日本私立学校振興・共済事業団の加入者
- 健康保険の被保険者(健康保険法に規定する日雇特例被保険者を除く。)
- 船員保険の被保険者

(2) 支給額

出産費の支給額は、40万4千円とされています。ただし、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産したときは、1万6千円が加算されます。また、双子児等を出産した場合は、人数分の出産費が支給されます。

【参考】 被扶養者が出産した場合は、「家族出産費」が支給されます(支給額は出産費と同じ。)

② 出産費附加金

上記①の出産費が支給される場合には、同時に出産費附加金として3万円が支給されます。

【参考】 家族出産費が支給される場合には、同時に「家族出産費附加金」が支給されます(支給額は出産費附加金と同じ。)

以上、簡単に説明しましたが、詳細につきましては、各支部の短期給付担当者までお問い合わせください。

ひろば



公園

青空にイチョウの黄色が
とても映えていました。
(埼玉県／Rさん)



椿

今年もたくさん
咲いてくれました。
(茨城県／Mさん)



投稿のご案内

「地方共済」では、より身近な広報誌にするために、皆様からのお便り、作品を募集しています。お気軽に、ふるってご投稿ください！

○お便りをお待ちしています！

お国自慢、旅の思い出、わが家のペット、趣味のお話し（作品）などなど、文章は500字以内にまとめてください。イラスト・写真をつけたい場合は、サービスサイズ（L判）程度のものを添付してください。

○写真・絵画・イラスト也大募集！

ご自慢の作品を「地方共済」でご紹介します。
・文章作品（詩・俳句・川柳など）は、200字以内にまとめてください。
・イラスト・写真などは、サービスサイズ（L判）程度のものを添付してください。作品に解説をつける場合は、100文字以内にまとめてください。

①住所、②氏名、③所属名、④電話番号を必ず記入の上、下記宛先にお送りください。ペンネームをご希望の場合は、その旨を記入してください。



送り先

〒102-8601
東京都千代田区平河町2-4-9
地共済センタービル
地方職員共済組合「地方共済」作品募集係 宛

※原則として作品等はお返ししません。
※文章による原稿は添削することがあります。
※人物をモデルとした作品、個人情報明らかとなる作品は、必ず被写体等の承諾を得た上でご応募ください。
※本誌への掲載によるトラブルについては、当方では責任を負いませんのでご了承願います。

本部だより

（本部主催会議の状況）

健康保持増進等対策研究会

開催日 平成29年10月10日（火）～10月11日（水）
会場 東京都 ホテル ルポール麹町（麹町会館）

短期給付事務等研究会

開催日 平成29年10月26日（木）～10月27日（金）
会場 東京都 ホテル ルポール麹町（麹町会館）

第220回運営審議会

開催日 平成29年11月17日（金）
会場 地方職員共済組合秋田県宿泊所 ルポールみずほ

編集後記

新年あけましておめでとうございます。
組合員並びにご家族の皆様におかれましては、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
本誌もおかげさまで新年号として294号を発行することができました。本年も皆様に親しまれる広報誌を目指して、より一層努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
また、総務省の佐々木公務員部長、運営審議会会長である佐竹秋田県知事より新年の玉稿を賜り、新年号の紙面を飾ることができました。厚く御礼申し上げます。
新年にあたり、皆様が健康な一年を過ごされますことを心よりお祈り申し上げます。（Y.M）